◇**地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令**（政令第三二号）（総務省）

1　地方公務員法の一部を改正する法律（平成二五年法律第七九号）の施行に伴い、教育公務員特例法施行令（昭和二四年政令第六号）について配偶者同行休業をしている職員の業務を処理するために任期を定めて採用された職員を初任者研修の対象から除く等、関係政令の規定の整備をすることとした。（第一条～第四条関係）

2　この政令は、地方公務員法の一部を改正する法律の施行の日（平成二六年二月二一日）から施行することとした。

◇**裁判官の配偶者同行休業に関する法律の施行期日を定める政令**（政令第三二号）（法務省）

裁判官の配偶者同行休業に関する法律（平成二五年法律第九一号）の施行期日は、平成二六年二月二一日とすることとした。

◇**通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律施行令の一部を改正する政令**（政令第三三号）（財務省）

1　独立行政法人造幣局が販売する貨幣の販売価格を改めることとした。（別表第四関係）

2　この政令は、平成二六年四月一日から施行することとした。

◇**電気事業法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令**（政令第三四号）（経済産業省）

電気事業法の一部を改正する法律（平成二五年法律第七四号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は、平成二六年二月一七日とすることとした。

◇**電気事業法施行令の一部を改正する政令**（政令第三五号）（経済産業省）

1　一般電気事業者等から電気の供給を受ける者に対する報告の徴収等

㈠　経済産業大臣が一般電気事業者等から電気の供給を受ける者に対し、報告を求めることができる事項を定めることとした。（第二条の二関係）

㈡　その他所要の規定の整備を行うこととした。

2　報告等の対象となる河川管理者の許可の申請

経済産業大臣に対する報告等の対象となる河川管理者の許可の申請を定めることとした。（第六条の四関係）

3　施行期日

この政令は、電気事業法の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二六年二月一七日）から施行することとした。

政　令

行政機関職員定員令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十六年二月十三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二十六号

行政機関職員定員令の一部を改正する政令

内閣は、行政機関の職員の定員に関する法律（昭和四十四年法律第三十三号）第二条の規定に基づき、この政令を制定する。

行政機関職員定員令（昭和四十四年政令第百二十一号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項の表復興庁の項中「一五八人」を「一六九人」に改め、同表文部科学省の項中「二、〇八六人」を「二、〇九二人」に改め、同表経済産業省の項中「八、〇八三人」を「八、一〇五人」に改め、同表国土交通省の項中「五九、一六〇人」を「五九、四六八人」に改め、同表環境省の項中「二、二四〇人」を「二、三三四人」に改め、同表合計の項中「二九六、七九四人」を「二九七、二三三人」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

総務大臣　新藤　義孝

内閣総理大臣　安倍　晋三

国家公務員宿舎法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十六年二月十三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二十七号

国家公務員宿舎法施行令の一部を改正する政令

内閣は、国家公務員宿舎法（昭和二十四年法律第百十七号）第十二条第一項及び第十五条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

国家公務員宿舎法施行令（昭和三十三年政令第三百四十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号ニ中「第九条第一号ホ」を「第九条第一号へ」に改める。

第九条第一号中「隣接する場所」を「近接する場所（ロ、ハ又はヘに掲げる官署に勤務する職員にあつては、隣接する場所）」に改め、同号中ロを削り、ハをロとし、ニをハとし、ハの次に次のように加える。

ニ　海上保安官署

第九条第一号中ホをヘとし、への前に次のように加える。

ホ　自衛隊